

事務連絡  
平成 30 年 2 月 14 日

都道府県・指定都市 要介護認定担当課 御中

老健局老人保健課長

### 介護認定審査会の簡素化等に係る Q & A

介護保険行政の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
平成 30 年 4 月 1 日以降の要介護認定制度等については、平成 29 年 12 月 20 日事務連絡「平成 30 年 4 月 1 日以降の要介護認定制度等について」においてお知らせしたところですが、本件につき下記の通り Q & A を作成いたしましたので、管内市町村等に周知方よろしくお願いいたします。

### 記

**Q1. 認定審査会の簡素化とは、認定審査会による審査判定を行わないということか。**

A1. 審査会による審査判定は介護保険法第 27 条第 5 項等に定められた事項であるため、審査判定の実施自体を省略することはできない。

今般の見直しは、審査判定の具体的な実施方法を定めた認定審査会運営要綱を改正し、簡素化した方法での審査判定の実施を可能とするものである。そのため、たとえば要件に合致した者についてコンピュータ判定の要件を満たす認定申請について、コンピュータ判定の結果を審査判定結果とみなすことにつき、認定審査会の包括同意を得ることをもって個々の審査判定(一次判定の修正・確定を含む)に代えることは考えられる。ただし、そうした場合においても、審査会の開催自体は省略せず、審査会の場での委員による対象者リスト確認をもって審査判定とする等の取扱いが適当である。

**Q2. 認定審査会を簡素化する方法として認められうる範囲や基準を示されたい。**

A2. 認定審査会を簡素化した場合であっても、保険者が審査判定を実施し、認定結果について責任を負うことには変わりはないため、その範囲において各保険者で簡素化の方法を決定されたい。

**Q3. 「要件に合致した者についてコンピュータ判定の要件を満たす認定申請について、コンピュータ判定の結果を審査判定結果とみなすことにつき、認定審査会の包括同意を得る」という方法で簡素化を実施するとした場合、審査会委員にはどの程度まで詳細な同意を求める必要があるのか。**

A3. 簡素化の方法については最終的には保険者の判断となるが、Qの例では当該包括同意が個々の認定審査会における審査判定を実質的に代替するものとなることから、同意の内容について各委員に十分ご理解いただくとともに、同意が得られない場合には簡素化方法を見直すことが適切であると考えられる。

**Q4. 認定審査会を簡素化した場合、有効期間はどのように設定すればよいのか。**

A4. 簡素化の方法に応じ、保険者により設定方法を決定することとなる。

**Q5. 介護保険法第27条第4項に定める認定審査会への通知及び審査判定の求めも簡素化の対象となるのか。**

A5. 認定審査会への通知は法律に定める事項であるため、実施して頂く必要がある。通知方法は各保険者における簡素化形態に応じてご判断頂きたい。

**Q6. 要件に合致しない者について保険者判断で認定審査会を簡素化することは可能か。**

A6. 今般の見直しは、二次判定における要介護度の変更率が極めて低い者に限って認定審査会の簡素化を可能とするものであるため、要件に合致しない者の審査判定の取扱いは従来通りとなる。

**Q7. 認定審査会の簡素化は平成30年4月1日申請分から可能となるのか。**

A7. 申請日が3月以前であっても、審査判定を4月1日以降に実施するケースであれば簡素化が可能となる。

**Q8. 認定審査会の簡素化は平成 30 年 4 月より直ちに開始しなければならないのか。**

A8. 認定審査会の簡素化は実施の有無も含めて保険者判断となるため、4 月より直ちに開始しなくても差し支えない。

**Q9. 認定審査会の簡素化について、申請者に説明する必要があるか。**

A9. 簡素化の実施の有無に関わらず、保険者が認定結果について責任を負うことに変わりないことから、申請者への特段の説明や理解が必要であるとは考えていないが、区分変更申請の案内等、認定結果を受けた申請者への対応については従来通りご配慮頂きたい。

**Q10. 有効期間を 36 か月に設定する場合の判断基準は厚生労働省から示されるのか。**

A10. 要介護認定の有効期間は、今般の見直しに関わらず、今回判定結果の要介護度がどれほど長く継続するかの判断に基づき決定されるものであり、厚生労働省として統一的な基準を示すことは考えていない。

**Q11. 有効期間 36 か月の設定は平成 30 年 4 月 1 日申請分から可能となるのか。**

A11. 申請日が 4 月 1 日以降のケースが対象となる。

**Q12. 有効期間の延長は平成 30 年 4 月より直ちに開始しなければならないのか。**

A12. 保険者判断として個々のケースに 24 か月を超える有効期間を設定しないことは差し支えないが、制度の上では最大 36 か月の有効期間が設定可能となっていることに留意されたい。

(照会先)

厚生労働省老健局老人保健課

介護認定係 有川, 塩田

03-5253-1111 (内線 3945)

以上